

第49回市民文芸賞応募要項（抜粋）

1 募集部門

- (1) 一般の部（高校生以上）
- (2) 小学生の部
- (3) 中学生の部

2 応募資格

- (1) 久慈市内在住者または在住歴のある方。
- (2) 久慈市内の事業所または学校に通勤または通学している方。
- (3) その他選考委員会が適当と認める方。

3 応募規定

- (1) 種目等

種目	提出数	原稿枚数
1 小説	1人1編	4枚以上30枚以内
2 戯曲		
3 童話		
4 文芸評論		
5 随筆		
6 詩	1人2編	1編3枚以内

種目	提出数	原稿枚数	審査方法
7 短歌	一般：7首 小中：3首	1枚以内	提出作品から以下の数の良作を選抜し審査。 一般：5首(句) 小中：1首(句)
8 俳句	一般：7句 小中：3句		
9 川柳	一般：7句 小中：3句		

- (2) 原稿の規格等

① 手書きの場合

- ・400字詰め原稿用紙に縦書きとすること。
- ・黒インクまたは黒ボールペンを使用し、かい書ではっきりと読みやすく、正確に記載すること。

② パソコン等で作成する場合

- ・用紙はA4横（感熱紙不可）、縦書き
- ・文字数・行数は20字×20行、マス目は無くても可
- ・文字の大きさ：11～14pt

(3) 応募方法

応募作品には、規定の応募票（コピー可）を添付して提出すること。

4 注意事項

- (1) 過去に新聞や同人誌等に発表していない、未発表の創作作品であること。
- (2) 応募者本人が作品の全てを創作すること。（生成AI等を使用しないこと。）
- (3) 過去に受賞した者は、同一種目においては同じ賞（及び下位の賞）を受賞できない。
 - ①ただし、小・中学生の部を除く。
 - ②より上位の賞については受賞することができる。
 - ③他の、受賞したことのない種目への応募については制限せず、受賞することができる。
- (4) 応募作品は返却しない。
- (5) 選考結果に関する問い合わせには応じない。
- (6) 受賞作品は久慈市が発行する市民文芸賞冊子に掲載する。なお、短歌・俳句・川柳については、審査で選抜された作品のみ掲載する。
- (7) 応募作品の著作権は、作者に帰属するものとする。ただし、久慈市及び久慈市教育委員会が出版、発表等のために必要である場合には、作品を無償で使用できるものとする。
- (8) 応募作品の掲載等にあたり、漢字・かな使い等に誤りがある場合は訂正し、句読点・ルビ等については加除する場合がある。
- (9) 要項に違反する事案が発覚した場合は、審査結果発表後でも賞を取り消す場合がある。
- (10) 応募者の個人情報、市民文芸賞事業の業務の範囲内でのみ利用する。

5 選考結果

入賞者には、令和9年2月中旬頃に通知する。

（キリトリ線）

第49回市民文芸賞 作品応募票

◆応募する部門、種目の左側のマスにチェックを入れてください。

◆1作品につき1枚添付してください。

（この欄は記入不要）
※No. _____
月 日 受付

部門	一般の部		種目	小説		戯曲		童話		
	小学生の部			文芸評論		随筆		詩		
	中学生の部			短歌		俳句		川柳		
ふりがな										
作品名										
作者	住所	〒							電話番号	
	ふりがな				年齢	ふりがな				
	氏名				ペンネーム					
	※市外から応募する場合、該当にチェックをして必要事項を記入		① 久慈市出身		(地区名： _____)					
			② 久慈市に在住したことがある		(期間： _____ 年から _____ 年まで)					
③ 市内事業所に勤務			(勤務先： _____)							
④ 市内学校に通学			(学校名・学年： _____ / 年)							
作者の著書・受賞歴等										